

J R 利用促進事業補助要領

(目的)

第1条 芸備線の利用促進及び地域の活性化のため、10人以上のグループで芸備線を有料で利用した場合の乗車料金について、予算の範囲内でこれを補助する。

これにより、従来貸し切りバス等、その他の交通媒体を利用し旅行していた者に対し、J R 芸備線を利用することを促すことを目的とする。

(補助申請)

第2条 補助を受けようとする場合は、事前に補助申請書及び次に掲げる書類を事務局に提出しなければならない。

- (1) 補助申請書 (J R 利用促進事業補助要領別紙様式1)
- (2) 事業計画等、参考となる資料
- (3) その他、会長が必要と認めるもの

(補助金額の算定)

第3条 補助金の交付金額は、芸備線の乗車料金の半額と、限度額とのいずれか低い額を交付するものとする。

(補助金の限度額)

第4条 補助金の額は、1グループあたり20,000円を上限とし、同一年度中において複数回の補助はしない。

(補助金の交付)

第5条 補助金の交付は事業実施後、次に掲げる書類等の提出に基づき行う。

- (1) 事業実績報告書 (J R 利用促進事業補助要領別紙様式2)
- (2) 請求書
- (3) 事業実施が確認できるもの (写真等)
- (4) J R 等発行の支払い済み証明 (領収書)
- (5) その他、会長が必要と認めるもの

第6条 事務局は事業報告書の提出を受けたのち、すみやかに決定通知を行い、補助金の交付を行う。

(適用除外)

第7条 次の事項に該当する場合は、補助対象外とする

- (1) 通勤・通学または、これに類似するもの
 - (2) その他、本補助要領の目的の達成に該当しないと会長が判断するもの
- (その他)

第8条 その他、必要がある場合は、会長がこれを決定する。

附 則

この要領は、平成20年7月17日から施行する。

この要領は、平成25年7月25日から施行する。

この要領は、平成29年5月16日から施行する。